

ガス灯契約
(選択約款)

—東京地区等—

2026年10月1日実施

東京瓦斯株式会社

ガス小売事業者登録番号：A0020

目 次

1. 対象となるお客さま
2. 選択約款の変更
3. 用語の定義
4. 適用条件
5. 契約の締結および契約期間
6. ガスメーターの不設置
7. 使用量の算定
8. 料金
9. 料金の支払方法
10. 延滞利息
11. 単位料金の調整
12. 債権譲渡の禁止
13. 契約の変更または解約
14. その他

付則

別表

1. 対象となるお客さま

この選択約款は、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款の供給区域で「東京地区等」に位置付けられ、かつ、4の適用条件を満たすお客さまに適用いたします。なお、この選択約款は、当社のガス基本約款（2026年度新版）（以下「ガス基本約款」といいます。）とあわせて適用いたします。

2. 選択約款の変更

当社は、ガス基本約款または一般料金契約を変更した場合、その他当社が必要と判断した場合には、民法第548条の4に定める定型約款変更の規定により、お客さまの了承を得ることなく、この選択約款を変更することがあります。この場合、原則として料金に係る条件は変更の直後の検針日の翌日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後のこの選択約款によるものとし、当社は、あらかじめこの選択約款を変更する旨および変更後の規定の内容ならびに変更の効力発生日を、書面の交付、インターネット上での開示または電子メール・SMSの送信、その他当社が適当と判断した方法によりお客さまにお知らせいたします。なお、その他この選択約款に明示的に定められていないガス基本約款または一般料金契約の変更にかかる規定については、ガス基本約款の定めのとおりとします。

3. 用語の定義

この選択約款およびガス基本約款にもとづくガス需給契約（以下「需給契約」といいます。）において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。なお、この選択約款に明示的に定められていない用語の定義については、ガス基本約款の用語の定義に従うものとします。

- (1) 「ガス灯」とは、光源としてガスを使用する照明機器をいいます。
- (2) 「契約容量」とは、ガス灯の定格入力(kW)に3.6を乗じたのち標準熱量(メガジュール)で除し、小数点第4位以下を切り捨てたものをいいます。
- (3) 「契約1日あたり使用時間」とは契約期間における各月の1日あたりの平均使用時間といたします。この場合、その計算の結果、小数点第2位以下を切り捨てます。
- (4) 「契約月別使用量」とは契約期間における各料金算定期間の使用予定量をいい、ガス灯の定格入力(kW)に3.6を乗じたのち

標準熱量（メガジュール）で除した値に、契約1日あたり使用時間および各月の月間日数を乗じて求めた値といたします。この場合、その計算の結果、小数点以下の端数が生じた場合にはその端数を切り捨てます。

(5) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。

(6) 「単位料金」とは、11に規定する基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

(1) 道路・公園等にガス灯を設置する需要であること。

(2) 契約年間使用量が50万立方メートル未満であること。

5. 契約の締結および契約期間

(1) この選択約款にもとづく契約の締結を希望されるお客さまは、当社と協議のうえ、ガス灯1基を1需要場所として、適用する料金その他の供給条件を定めた契約を当社と締結していただきます。

(2) お客さまが、新たにこの選択約款にもとづく契約の締結を申し込む場合、またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画にもとづき、使用設備の内容等を参考にして、お客さまとの協議により次の契約使用量等を定めるものといたします。

① 契約容量

② 契約1日あたり使用時間

③ 契約月別使用量

④ 契約年間使用量

(3) 契約期間は原則として1年間とし、契約に定めます。ただし、契約期間満了日の1か月前までにお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約は1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。

(4) 当社は、ガス基本約款 8(2)の定めにかかわらず、この選択約款または他の選択約款にもとづく契約をその契約期間満了前に解約されたお客さまから、同一需要場所においてこの選択約款にもとづく契約の申し込みがなされた場合であって、その契約の開始日が当該解約の日から 1 年に満たない日となる場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。

6. ガスメーターの不設置

一般ガス導管事業者は、ガス灯のガス使用量を算定するガスメーターを設置いたしません。

7. 使用量の算定

一般ガス導管事業者は、ガス灯の使用量を算定するための検針を行いません。ただし、料金算定期間の確定のため、当社は次の日に検針を行ったものと見なします。

- (1) 新たにガスの使用を開始した日
- (2) 一般ガス導管事業者があらかじめ定めた日
- (3) 契約を解約した日
- (4) ガス基本約款 31 に定めるガスの供給を停止した日
- (5) ガス基本約款 32 に定めるガスの供給を再開した日

使用量は 5 (2)③に定める契約月別使用量と同量といたします。

8. 料金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して、7の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の料金を算定いたします。
- (2) お客さまが新たにガスのご使用を開始した日と契約開始日が同日の場合は、ガス基本約款 18 の規定にもとづき日割計算を行います。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が 36 日以上になった場合を除きます。
- (3) お客さまの都合や契約違反によりこの選択約款にもとづく契約を契約期間中に解約した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は (1) の規定にもとづき算定した 1 か月あたりの基本料金全額といたします。

9. 料金の支払方法

- (1) ガスをご使用になるお客さまは、料金（10の規定による延滞利息を含みます。（2）において同じ。）を毎月お支払いいただきます。
- (2) 料金は、（3）の場合を除き、口座振替または払込みいずれかの方法によりお支払いいただきます。
- (3) ガス基本約款 32①および②に規定する料金または延滞利息は、原則として払込みの方法によりお支払いいただきます。

10. 延滞利息

- (1) お客さまが、支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、ガス基本約款 26（1）②に関わらず本条にもとづき、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場合には延滞利息は申し受けません。

- (2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数×0.0274パーセント（1円未満の端数切り捨て）

（備考）

消費税等相当額の算定方法は、別表第1（3）のとおりといたします。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後の支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。
- (4) 延滞利息の支払期限日は、（3）の規定にもとづきあわせてお支払いいただく料金の支払期限日と同じといたします。

11. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、（2）②により算定した平均原料価格が（2）①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算

式により別表の料金表の基準単位料金に基づき調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えて調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第1(4)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\begin{aligned} & \text{調整単位料金 (1立方メートルあたり)} \\ & = \text{基準単位料金} + 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \\ & \quad \text{消費税率}) \end{aligned}$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\begin{aligned} & \text{調整単位料金 (1立方メートルあたり)} \\ & = \text{基準単位料金} - 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \\ & \quad \text{消費税率}) \end{aligned}$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格 (トンあたり)

86,100円

② 平均原料価格 (トンあたり)

別表第1(4)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)およびトンあたりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

$$\begin{aligned} & \text{平均原料価格} \\ & = \text{トンあたりLNG平均価格} \times 0.9088 \\ & \quad + \text{トンあたりLPG平均価格} \times 0.0987 \end{aligned}$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額といたします。

- a. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\begin{aligned} & \text{原料価格変動額} \\ & = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \end{aligned}$$

- b. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\begin{aligned} & \text{原料価格変動額} \\ & = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格} \end{aligned}$$

12. 債権譲渡の禁止

お客さままたは当社は、相手方の書面による承諾を得ることなく、この選択約款および需給契約により発生する権利および義務を第三者に譲渡、移転または担保の用に供してはならないものとします。

13. 契約の変更または解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合は、ガス基本約款 10(3)に関わらず、双方協議してこの選択約款にもとづく契約を変更または解約することができるものといたします。
- (2) お客さまがスイッチングによりこの選択約款にもとづく契約を解約する場合（契約満了月をもって解約する場合を含みます。）には、あらかじめ解約希望日（定例検針日といたします。）を定めて、その 30 日前までに当社に通知していただくことで、解約希望日に解約できるものとします。ただし、当社が必要と判断した場合は、当社の定める書式を用いて通知していただくものとします。なお、変更後のガス小売事業者が一般ガス導管事業者を介して当社にお客さまの解約を通知できる場合には、お客さまから当社への通知は必要ありません。
- (3) その他この選択約款に明示的に定められていない、この選択約款にもとづく契約の解約にかかる規定については、ガス基本約款の定めのとおりとします。

14. その他

- (1) 本支管を延長する工事を伴う場合は、一般ガス導管事業者負担額は一般ガス導管事業者の工事約款の規定にもとづき算定い

たします。

- (2) 道路上にガス灯が設置される場合であって、本支管からガス灯が占有する区画に至る導管経路上に内管が存在しない場合、本支管から分岐してガス灯が占有する区画との境界線までの導管を供給管、以降の器具バルブまでの導管を内管、器具バルブ以降を消費機器とみなします。
- (3) その他の事項については、ガス基本約款を適用いたします。

付則

1.実施の期日

この選択約款は 2026 年 10 月 1 日から実施いたします。

(別表第1)

料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または11の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に契約月別使用量を乗じて算定いたします。

(備考)

上記の料金の算定式は次のとおりとなります。

料金 = 基本料金 + 単位料金 × 契約月別使用量

- (3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額
= 料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率) (1円未満の端数切り捨て)

- (4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月末日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料

金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

(別表第2)

料金表

(1) 基本料金

1か月につき	825.00 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------	-----------------------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	106.05 円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	-----------------------------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、11の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

MEMO